

～～ 受講者の皆様へ ～～

【マイナ免許証】の運用に伴う受講資格確認の変更につきまして

2025年（令和7年）3月24日から【マイナ免許証】（免許情報が記録されたマイナンバーカード）の運用が開始されました。

当協会のフォークリフト運転技能講習（31Hコース）、ショベルローダー等運転技能講習、及び高所作業車運転技能講習（以下「フォークリフト運転技能講習等講習」という。）については、受講資格となる運転免許証の提示がない場合、受講することができません。

【マイナ免許証】の運用に伴い、受講資格確認方法は、次のとおり変わります。

1. 【マイナ免許証】によりフォークリフト運転技能講習等講習の受講資格を提示される場合

ア. 申込時の手続き

「マイナ免許証読み取りアプリ(※)」等に表示された運転免許情報（氏名、免許種類、有効期間等が記載されているもの）をダウンロードし、ダウンロードした運転免許情報を受講申込書と合わせてFAX、又は郵送してください。

※「マイナ免許証読み取りアプリ」の取得等については、

「マイナ免許証読み取りアプリ専用サイト：<https://myna-menkyo-app.npa.go.jp>」
等を確認してください。



専用サイト

イ. 受講当日の手続き

受講当日、マイナンバーカードを用いて受講者所有のスマートフォン等の「マイナ免許証読み取りアプリ」等に運転免許情報を表示し、同情報を提示してください。

2. 従来の【運転免許証】によりフォークリフト運転技能講習等講習の受講資格を提示される場合

下記のとおり、これまでと同様となります。

ア. 申込時の手続き

「運転免許証」の写しを受講申込書と合わせてFAX又は郵送してください。

イ. 受講当日の手続き

受講当日、「運転免許証」を提示してください。